

一般競争入札の実施（令和８年９月７日公告）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

鳥羽水環境保全センター 水処理施設実施設計委託（その８）

(2) 委託内容

仕様書（設計書を含む。以下同じ。）のとおりに

(3) 委託契約期間

契約締結の翌日から令和９年６月３０日まで

(4) 委託場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森 地内

2 参加資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第６条に規定する一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、令和７年９月２日付け京都市上下水道局告示第２４号に定める資格の審査の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格を有すると認められた者（以下「未登録事業者」という。）であること。

- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１７号）に規定する登録部門のうち「下水道部門」の登録を受けていること。

- (3) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「上下水道部門」の選択科目における「下水道」に係る技術士資格者又は「下水道部門」のシビルコンサルティングマネージャー（以下 RCCM）の資格を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は同一の者であってはならない。

なお、管理技術者においては、申出日における手持ち業務（業務委託費５００万円以上（税込み）の件数が１０件以下であること（照査技術者として従事している業務は除く）。また、土木担当技術者として、次のアからウのいずれかの資格を有する者を配置できること。

ア 技術士（上下水道部門「下水道」）又は RCCM（下水道部門）

イ 技術士（建設部門「土質及び基礎」、「鋼構造及びコンクリート」又は「施工計画、施工設備及び積算」）

ウ 一級土木施工管理技士

加えて、建築担当技術者として一級建築士の資格を有する者を配置できること。ただし、建築担当技術者は、管理技術者、照査技術者及び土木担当技術者と同一の者を配置しないこと（管理技術者と土木担当技術者に限り、同一の者であっても可とする。）。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ入札参加申出日において引き続き３か月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるときを除いて認められない。

また、履行期間中の交代は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき、又は受注者の責によ

らない大幅な履行期間延長があった場合、履行期間が多年に及ぶ場合等で、業務の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したときを除いて認められない。

- (4) 平成23年度以降に国内において、下水道法に規定する終末処理場（以下「処理場」という。）で、次の全ての実施設計業務を元請として履行した実績があること（契約日の年度は問わない）。

なお、実績は開札日において、履行済みのものに限る。

ア 国土交通省通達「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の区分について（平成13年国都下事発第119号）」のⅣ類に当たる複合構造物の耐震診断を実施した実績

イ 土木躯体部分（レベル2地震動）に対して、非線形解析による耐震診断を実施した実績

ウ 158,000m³/日以上処理能力を有する処理場の施設の耐震診断を実施した実績

- (5) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

- (6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (7) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準ずる者

- (i) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法

第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書（以下「一般競争入札参加資格確認申請書等」という。）については次のとおり交付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総合庁舎2階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286）

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

(2) 交付期間

この公告の日から令和8年9月17日（木）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付するほか、一般競争入札参加資格確認申請書については(1)のホームページにも掲載する。仕様書については、4(1)アに規定するインターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることにより入手できる。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

次に掲げるいずれかの方法による。

なお、入札者は他の者に入札を代理させ、又は代行させてはならない（ただし、本市に委任状等を提出している場合又は入札者が属する法人若しくは商店等の従業員が入札者の意思に従って入札データを送信し、又は入札書を送付する場合はこの限りではない。）。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

ウ 書留郵便（レターパックプラスでも可）により入札書を送付する方法（以下この方法

により入札する者を「郵便利用者」という。))。

(2) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式交付）

イ 提出書類

2(2)から(4)に掲げる条件に関する書類等

ウ 返信用の封筒（郵便利用者のみ）

長形3号（120×235ミリメートル）より大きい規格の封筒に、表面にあて先として申請者の住所、商号、氏名（法人にあっては、所在地、法人名、代表者名）等を記載し、書留郵便に要する切手を貼付したもの又はレターパックプラス。

(3) 申請書類の提出方法

(1)の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア インターネット利用者は、電子入札システムから必要事項を入力し、申請書類を送信すること。申請書類はワード、エクセル（Office 2024で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。）にして添付すること。申請書類が添付容量を超える場合は、超過した書類を3(1)の場所に持参もしくは郵送すること。

イ 端末機利用者及び郵便利用者は、3(1)の場所へ持参、又は書留郵便（レターパックプラスでも可）を提出期限までに到着させること。

ウ 提出期限

この公告の日から令和8年9月17日（木）午後5時まで（ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

(4) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和8年9月28日（月）までに、インターネット利用者には確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。また、端末機利用者及び郵便利用者については、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和8年10月1日（木）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、令和8年10月6日（火）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規

定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

(7) 入札説明書等に対する質問及び回答期限

入札説明書等に対して質問しようとする者は、「仕様書等に関する質問について」（別紙 1 及び 2）（様式指定。エクセル（Office2024 で扱えること。）のまま添付すること。）を電子メール（メールアドレス s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp）により、下記の提出期限までに提出すること。

また、電子メール送信後、必ず電話で契約会計課（075-672-7726）に電子メールの到達確認の連絡をすること。

やむを得ず、電子メールを使用できない場合は、3(1)の場所に持参又は F A X（075-682-0286）での質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

ア 提出期限

令和8年10月2日（金）午後5時まで（持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）

なお、受付期間の経過後は、入札説明書等に対する質問は受け付けない。

イ 回答の公表期限

令和8年10月9日（金）まで

ウ 回答方法

回答書を 3(1)のホームページにおいて閲覧できるようにする。

エ 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

(7) 質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの

(i) 指定した様式を用いていないもの

(ii) 質問内容が具体的にないものその他質問内容が特定できないもの

(iii) 質問内容が読み取れないもの

(iv) 当該入札に直接関係のないもの

(v) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し電子メール、F A Xを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

(8) 入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り、辞退することができる。

なお、インターネット利用者及び端末機利用者は入札期間に「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を令和8年10月21日（水）午後5時までに 3(1)の場所に必着させること。上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として入札参加資格停止等の措置を行う。

5 予定価格及び低入札調査基準価格及び失格基準価格

293,600,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

低入札調査基準価格については、別に定める「京都市上下水道局工事の設計等の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について」のうち「土木設計」の算定基準によって算定した

額とし、落札者を決定した日に公表する。なお、失格基準価格は、低入札調査基準価格に100分の98を乗じて得た額とする。

6 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

令和8年10月19日（月）、20日（火）及び21日（水）の午前9時から午後5時まで（ただし、端末機利用者については、正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送により入札書を提出する場合は書留郵便（レターパックプラスでも可）とし、令和8年10月21日（水）午後5時までに、3(1)の場所に必着することが条件となる。

(2) 開札日時

令和8年10月22日（木）午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては落札結果を、インターネット利用者には電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信し、端末機利用者及び郵便利用者には電話により通知する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

(4) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して2日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後5時までに、その旨を記載した書面を3(1)の場所まで持参し、提出すること。

7 入札方法

(1) 入札は、4(1)の方法により行うこと。

(2) 入力又は記入する金額は、本件業務委託に要する費用の総価とし、落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力又は記入すること。

(3) 契約の締結は、入力又は記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）により総価契約を行う。消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(4) インターネット利用者及び端末機利用者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札データ送信後の辞退もできない。

(5) 郵便利用者は、内封筒に入札書を封入、封印し、表面に開札日及び入札件名、裏面に入札者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）を記載し、これを外封筒に封入し、開札日及び入札件名、「入札書在中」であることを記載すること（同一封筒に2通以上の入札書を入れた場合は無効となる。）。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合

は、同制度に基づく調査の結果、適格となったときにのみ、その者を落札者とする。

また、最低の価格で入札を行った者が二者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

9 低入札価格調査

- (1) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」という。）は、低入札価格調査を実施するので、すべての低入札価格入札者は、令和8年10月26日（月）午後3時までに、低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を3(1)の場所に提出すること。低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、3(1)のホームページにおいて掲載する。
- (2) 低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、競争入札参加停止措置を行う。ただし、調査辞退届の提出があった場合はこの限りでない。また、上記の場合において、調査基準価格以上の価格で入札を行った者（予定価格を超過した者も含む。）については、入札辞退届の提出を認める。
- (3) 低入札価格調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者の入札を無効とする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 規程第12条各号（第3号を除く。）に該当するとき。ただし、規程12条第12号における最低制限価格は失格基準価格と読替える。
- (2) 虚偽の申請により参加資格があると認めた者が入札を行ったとき。
- (3) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の入札を代理し、若しくは代行したとき、又は他の入札者に入札を代理させ、若しくは代行させたとき。
- (4) 同一の入札案件について、入札者が他の入札者の代理人又は代行者に、代理させ又は代行させたとき。

11 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による当局の承諾を得た場合は適用しない。

12 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この入札手続に関して提出された資料は、返却することができない。
- (6) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

- (7) 未登録事業者が、入札端末機利用者カードの発行の申請を行おうとするときは、発行の申請を行おうとする日の前日までに公告に定める資格を有すると認められていなければならない。
- (8) 一般競争入札参加資格の確認の結果通知の日の前日までに、告示に定める資格の審査の申請を行っていた未登録事業者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日において、その者の告示に定める資格の審査が継続しているときは、本市は、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札書を受領するものとする。
- (9) 本件入札に係る公告、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、契約会計課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札日の5開庁日前までに行う。
上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス
<http://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm>
- (10) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
また落札の決定後において、必要な資格者の配置ができないなど、業務の履行に必要な体制が確保できないと認められるときは、契約の締結を行わない、または契約を解除することがある。
- (11) 本公告及び入札説明書、仕様書に定めのない事項については、規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。
- (12) 登録業者以外の者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。